

「医療情報取得加算」について

当院は保険証を紐づけしたマイナンバーカード(マイナ保健証)を用いて医療情報を取得できる体制(オンライン資格確認システム)を整備しており、質の高い診療を実施するための十分な情報(薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報)を取得・活用して診療を行っております。

医療情報取得加算の算定点数

- ① 初診時(月に1回)1点 : マイナ保険証のご利用有無にかかわらず。
- ② 再診時(3か月に1回)1点 : マイナ保険証のご利用有無にかかわらず。

医療法人財団つばさ

行橋厚生病院 病院長